

⑨住宅借入金等特別控除

(イ)住宅借入金等特別控除適用数

年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入してください。なお、適用数が3以上のときには、⑦摘要に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記入してください。

(ロ)居住開始年月日

居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記入してください。

(ハ)住宅借入金等特別控除区分

適用されている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。

住...一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む)

認...認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合

増...特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

震...東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和3年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合

また、当該住宅の取得や増改築等が「特定取得」に該当する場合に「(特)」、「特別特定取得」に該当する場合には「(特特)」と併記してください。

※その他の区分につきましては国税庁ホームページをご確認ください。

住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)	年 月 日	30 6 1	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	15,000,000
	住宅借入金等特別控除可能額	150,000	居住開始年月日(2回目)	年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	

(フリガナ)	タナカ ハナコ	区分		配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額	166,320	旧長期障害保険料の金額	20,000
氏名	田中 花子	区分				基礎控除の額		所得金額調整控除額	150,000
個人番号	1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3								

(フリガナ)	タナカ サクラコ	区分		(フリガナ)	タナカ カズオ	区分	
氏名	田中 桜子	区分		氏名	田中 竜雄	区分	
個人番号	1 0 2 0 3 0 4 0 5 0 6 0			個人番号	4 5 6 4 5 6 4 5 6 4 5 6		

(フリガナ)	タナカ ナデシコ	区分	02	(フリガナ)		区分	
氏名	田中 撫子	区分		氏名		区分	
個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7			個人番号			

(フリガナ)	タナカ イチラン	区分	10	(フリガナ)		区分	
氏名	田中 一番	区分		氏名		区分	
個人番号	1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0			個人番号			

(フリガナ)	タナカ フミ子	区分		(フリガナ)		区分	
氏名	田中 富士子	区分		氏名		区分	
個人番号	1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6			個人番号			

手続年者	死に退職	本人が障害者	乙欄	本人が障害者	特別	その他	専業主婦	ひとり親	勤労学生
市区町村提出用									

個人番号又は法人番号	6 6 5 5 4 4 3 3 2 2 1 1 0	中途就・退職	就職	退職	年 月 日	元号	年 月 日
住所(居所)又は所在地	甲府市相生2-17-1		○		7 4 1	昭和	35 10 15
氏名又は名称	株式会社 ヤマナシ						

⑬本人が該当する事項

本人が該当する欄に○をつけてください。
※未成年者とは、平成20年1月3日以降に生まれた婚姻歴のない方です。令和5年度からは1月1日時点で18歳または19歳の方は未成年者に該当しくありません。

⑭支払者の個人番号又は法人番号

支払をする方の個人番号又は法人番号を記入してください。
個人番号を記入する場合は、右詰で記入してください。

⑮中途就・退職

該当する欄に○印をつけ、その年月日を記入してください。同年中に就職し、退職した場合は、両方に○印をつけ、その年月日を二段書きしてください。

⑯生年月日

本人を特定するために必要です。必ず記入してください。
受給者の生年月日の元号を漢字(「大正」「昭和」「平成」「令和」)で記入してください。

⑫5人目以降の控除対象扶養親族等・16歳未満の扶養親族の個人番号

扶養親族等が5人以上いて、通常の枠内に記入ができない場合には、5人目以降の氏名を⑦摘要に記入してください。

この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号」又は「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記入する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。

また、下記に該当する場合は⑦摘要に次の内容を記入してください。

- 16歳未満の扶養親族の場合は、氏名の後に「(年少)」と記入してください。
- 扶養親族等の住所が扶養者の住所と違う場合は、氏名の後に続柄・住所・生年月日も記入してください。
- 特定親族である場合には、氏名の後ろに「特定親族特別控除の額の区分」を記入してください。

(ロ)国民年金保険料等の金額

年末調整において社会保険料控除とした令和7年中の国民年金保険料等(※)の金額を記入してください。

※国民年金保険料等とは、国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金をいいます。

(ハ)旧長期損害保険料の金額

令和7年中の保険料の支払金額を記入してください。

(ニ)基礎控除の額

「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。基礎控除の適用がない場合は「0」と記載してください。

(ホ)所得金額調整控除額

適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記入してください。

注意事項

- 退職者や給与の支払額が2,000万円を超える方など年末調整の必要がない方についても、給与支払報告書を提出してください。
- 提出後に訂正がある場合は、新たに給与支払報告書を作成し「訂正分」と朱書きのうえ、再提出してください。
- 印字する場合は、枠からずれないように注意してください。
- 給与支払報告書(個人別明細書)は2枚ではなく1枚のみ提出することになりました。

給与支払報告書(個人別明細書)は、総括表をつけて、1人につき1枚のみを令和8年2月2日までに市民税課に提出してください。